

令和6年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：令和6年7月3日（水） 10:00~11:15

開催場所：石狩市役所5階 第2委員会室

出席者：会長：吉田保雄

副会長：住吉赳夫

委員：高橋典只、玄野展、西野典男、富木須磨子、五十嵐ルミ子

欠席者：三田村理恵子、牧野勉、長谷川洋子

事務局：佐々木財政部長、武田財政課長、青山財政課主査、獅子内財政課主査、須川財政課主事

傍聴者：2名

【開 会】

●事務局（武田課長）

長谷川委員の到着が遅れているようですが、お時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本年度より財政課長に着任いたしました武田と申します。よろしくお願いいたします。

定刻でございますので、只今より「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。なお、三田村委員、牧野委員からは本日都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告申し上げます。

では、会議次第の2番目、本日の審議案件について、本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は副市長の小鷹よりお渡しさせていただきます。

●小鷹副市長

石狩市使用料、手数料等審議会 会長 吉田保雄様 「使用料、手数料等の改定について」、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、審議会の意見を求めます。令和6年7月3日石狩市長加藤龍幸。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（武田課長）

小鷹については、公務のためここで退席とさせていただきます。

続きまして、新年度になり職員の異動がありましたことから、事務局の紹介をさせていただきたいと思っております。

（事務局自己紹介）

●事務局（武田課長）

以降の進行については、吉田会長にお願いいたします。

●吉田会長

それでは、只今から審議に移ります。

早速、本審議会に諮問された「使用料、手数料等の改定について」を議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

●事務局（青山主査）

はじめに、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお渡ししている「資料」という表紙の綴じであるものをお持ちでしょうか。

資料の内容は、1ページ目からの使用料手数料等設定の基本方針、6ページ目からの使用料及び手数料等改定案となっております。このほか、浜益スポーツセンターについての差替資料をお配りしております

が、こちらはP13で詳細を説明いたします。またスケジュールについての追加資料も後ほどご説明いたします。

それでは改定案について、資料に沿って順にご説明いたします。

はじめに資料1ページから5ページまでの基本方針については、市の使用料・手数料等の設定にあたっての基本的な考え方を定めたもので、6ページからの改定案の中でこの内容も合わせてご説明いたします。

それでは、資料の7ページをご覧ください。

本市における使用料及び手数料等については、時間の経過とともに施設の維持管理コストの変化などにより、本来設定すべき金額との乖離が生じてくることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」において、定期的な料金見直しのサイクルを「概ね3年ごと」と定めています。前回の令和4年度は感染症の影響で一部の使用料のみ改定を行いましたが、今回ご審議いただく令和7年度からの改定案は、従来どおり使用料のほか手数料についても検討しております。

次に改定の基本的な考えについてですが、使用料、手数料等の設定については、次の4点を基本としています。

- 1点目として、料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。
- 2点目として、行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
- 3点目として、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定する。具体的には、現行料金の1.5～2倍を上限としています。
- 4点目として、概ね3年ごとに、定期的な料金見直しを実施する。

以上4項目を基本的な考え方としております。

次に、使用料の設定における考え方についてご説明します。8ページの図をご覧ください。

使用料とは、コミュニティセンターなどの公共施設をサークル活動等で使用する場合にお支払いいただく利用料金などが代表例です。

使用料の検討にあたっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費負担」と「受益者負担」の割合を明確化することとしています。サービスの性質により市民にとって必需的なものか、あるいは選択的なものか、そして民間施設等の市場の代替性があるか否かによって、4つの分類を定めております。

具体的には、第1分類としては、全ての市民にとって必要であり、民間でサービスを実施していないものの、例えば道路や公園、義務教育施設などが該当し、こちらの分類の施設の維持費は全額公費負担で行います。

第2分類としては、市民が必要な時に使うものであり、民間でサービスを実施していないもの、例えば体育館、運動場、集会所、コミュニティセンター、公民館などになり、こちらの分類の施設の維持費は受益者50%と公費50%としております。

第3分類としては、市民が必要な時に使うものであり、民間でもサービスを行っているもの、例えばテニスコート、プール、文化施設、温泉施設などになり、こちらの分類の施設のコストは全額受益者の負担で行います。

第4分類としては、全ての市民にとって必要となり得るものであり、民間でもサービスを行っているもの、例えば市営住宅、保育所等児童福祉施設などがあげられ、こちらの分類の施設の維持費は受益者50%と公費50%としております。

続いて、8ページの中段になりますが、改定案の検討にあたりましては、原価計算によるコスト算定を行うため、先程の基本方針に該当する施設について実態調査を実施いたしました。

コスト算定にあたっては、人件費や光熱水費などの維持管理経費や固定資産の減価償却費から、施設の1㎡・1時間あたりの原価を計算しています。

また、一般開放のような個人利用など、この計算方法が相応しくないものについては、利用形態に応じた適切な計算方法を用いることとしております。

また、8ページには記載しておりませんが、今回はいくつかの施設で「冬期加算料」の新設を検討しています。こちらについても、冬の暖房・除雪などにかかる光熱費や燃料費などから、施設の面積に応じた1時間あたりの原価を計算しておりますが、後ほどご説明いたしますように、冬期加算料は施設ごとに異なる料金設定を行わず、原則としてどの施設も一律1時間300円を基本として考えております。詳細は後ほどご説明いたします。

次に「手数料」ですが、これは住民票や印鑑証明等を取得する際にお支払いいただく料金が代表例です。こちらにつきましても、使用料と同様に実態調査を実施いたしまして、人件費や物件費を中心に、公の提供する役務・サービスにかかる業務コストを100%算入することを基本としております。

続いて9ページに移ります。「道路占用料及び河川占用料」ですが、これは道路法及び河川法の規定に基づき徴収する道路占用料及び河川占用料について、法律または北海道の施行条例に定める額を基準として、それぞれ改定案としております。

最後に、改定の実施時期につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

また、改定までの流れについては、本日別途お配りしております「使用料・手数料改定（R7改定）スケジュール」という資料をご覧くださいと思いますが、本日の審議会ののち、8月1日から1か月間、パブリックコメントを実施いたします。審議会とパブリックコメントでのご意見などを踏まえ、9月下旬に第二回の審議会を開催いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●事務局（獅子内主査）

それでは、施設使用料の改定案についてご説明いたします。資料10ページをご覧ください。

始めに上段の、墓地使用料をご覧くださいと思います。

現行料金は30,000円で、1件あたりの実際にかかっている経費、つまり原価は129,810円、受益者の実質負担率は23.1%となっております。

負担割合は、先ほどご説明した分類の図の区分でいいますと、墓地は第3分類、選択的・市場的サービスに該当しますので、100%受益者負担となります。

この結果をもとに、施設を所管する担当課と協議を経て、維持管理コストが増加していることから原価計算を踏まえた改定を考えてございますが、急激な負担増加を緩和するため改定率は20%程度とし、今回30,000円から36,000円、20%引き上げようとするものであります。

また、墓地と合同納骨塚の管理料につきましても、同様の考え方に基づき、それぞれ改定案を記載してございます。

次に斎場施設についてです。

現行で満13歳以上の火葬炉の使用料は5,000円となっております。

斎場の負担割合は第4区分、必需的・市場的サービスに該当しますので50%受益者負担となりますが、現在の負担率は4.4%となっておりますことから、今回5,000円から6,000円へ、20%引き上げようするものであります。

また、市民以外の使用については「市外」と各欄に記載しておりますが、従前より市外の方の使用については市民の方と差を設けていたところであり、今回の改定案でも、市民の方の利用と同程度の負担割合となるよう、金額を設定したところであります。

斎場施設の種別としてはこのほかに満13歳未満や、埋葬された死体等の火葬炉使用がありますが、いずれも満13歳以上の場合と同様の考え方に基づき、改定案を記載しております。

次に、高齢者施設の花川北憩の家、厚田憩の家、横町寿の家の各浴室、11ページ上段の花川南コミュニティセンターの浴室及び談話室についてです。

原価に対する負担割合は、花川北憩の家で28.4%、厚田憩の家で0.01%、横町寿の家で2.2%、花川南コミュニティセンターで9.3%となっておりますことから、改定の必要があると判断し、いずれも現行1回150円のところを200円としようとするものであります。

次に、新たにコミュニティセンターやりんくる、スポーツ施設等へ新設する「冬期加算料」についてです。暖房や除雪の必要がある11月から3月において、コミュニティセンターのアリーナやスポーツ施設等を団体が貸し切りで使用する専用利用の場合、施設の使用料とは別に、新たに冬期加算料を設定しようとするものです。原価については施設によって異なりますが、施設ごとに異なる使用料とするのではなく、新設する全施設一律で1時間あたり300円としたいと考えております。この冬期加算料新設を検討した背景には、近年の光熱費高騰による施設維持管理費の増加があり、団体として施設を使用する方にも、光熱費相当の負担をしていただこうとするものであります。

冬期加算料は原則として減免の対象から外し、従来の減免団体に対しても負担を求めることを考えておりますが、「市、学校、スポーツ少年団等の教育を目的とする団体など」については、施設使用料と同様、

10 割減免としたいと考えてございます。

次に望来パークゴルフ場と、緑苑台パークゴルフ場についてです。資料は11ページの下の方です。

これらの原価に対する現在の負担割合は、望来パークゴルフ場は36.3%、緑苑台パークゴルフ場は22.4%となっておりますことから、改定の必要があると判断したところであり、望来は大人1日券を現行の600円から800円へ、緑苑台は大人・高齢者1日券を現行の500円から700円へ、それぞれ改定しようとするものです。またこれに合わせ、シーズン券についても、2,000円から3,000円の増、改定率といたしましては15~30%程度の改定案としております。

次の各小中学校の屋内体育館につきましては冬期加算料の新設の部分となります。

次に12ページをご覧ください。多目的スポーツ施設、通称「サンビレッジいしかり」についてですが、先ほどご説明した冬期加算料を11~3月に新設しようとするに伴い、従来の夏期・冬期区分を廃止し、使用料を通年で一本化することにより料金体系の見直しを行います。具体的には、現在の負担割合は夏期で約38%、冬期で約46%と、第2区分の負担率50%に達していない状況ではありますが、冬期加算料を新設することを踏まえ、現行のアリーナ専用利用の夏期区分の金額と同額を通年の使用料とすることを考えております。

続いて13ページに移ります。B&G海洋センターにつきましても、冬期加算料を新設いたします。

次に、浜益スポーツセンターですが、この施設について、資料の差替えがありますのでお手数ですが本日お配りしておりますA4資料をご参照いただければと思います。

浜益スポーツセンターについても、先ほどの多目的スポーツ施設と同様、冬期加算料を11~3月に新設しようとするに伴い、従来の夏期・冬期区分を廃止し、使用料を通年で一本化することにより料金体系の見直しを行います。具体的には、現在の負担割合は夏期で約67%、冬期で約87%と、第2区分の負担率50%を超える状況でありますので、夏期料金をベースに減額改定を行い、アリーナ全面では1時間1,700円、2分の1面では1時間850円を通年の使用料とし、改定後の負担率を48.3%としたいと考えております。

次に13ページ中段、スポーツ広場のソフトボール場とサッカー場についてですが、これらの施設につきましても維持管理コストが増加していることから使用料を見直し、改定後の負担割合をいずれも45%程度となるように設定したところであります。

また、夜間照明使用料につきましては、令和3年度以降のLED化により光熱費が減少傾向にあることから減額改定を行います。冬期加算料と同様、原則として、減免団体からの負担を新たに求めることといたします。ただし、市や学校、教育を目的とする団体等に関しましては、引き続き減免対象とします。

次に川下海浜施設駐車場と石狩浜海水浴場の駐車場につきましては、維持管理コストが増加していることから使用料を見直し、普通車1日あたりをいずれも1,000円から1,500円としたいと考えております。

以上が、各施設使用料改定案の概要です。

なお、13ページ下段に記載しておりますが、今回の改定案どおりに改定した場合、令和4年度の使用実績等から概算で見積もったところ、影響額としては2,000万円程度の増となっております。

次に手数料改定案についてご説明申し上げます。資料の14ページをご覧ください。

始めに、「1. 証明等手数料」についてですが、システム委託料等の経費が上昇していることから、原価計算を踏まえますと、所得証明、納税証明、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料及び自動車保管場所使用承諾証明の証明書発行手数料について、いずれも350円から400円への改定を考えているところであります。

次に「2. 資源物処理手数料」についてです。

事業系資源物処理手数料は、事業所等から出る缶やペットボトルといった資源物の処理にかかる手数料ですが、負担割合が22.5%であることを踏まえ、10kgあたり現行の90円から130円への改定を検討しております。

次に「3. 廃棄物処理手数料」についてです。

まず「指定ごみ袋」と「指定ごみ袋以外」については、原価計算では改定を要する結果となりましたが、今年度から「燃えるごみ」に関する広域処理の検討を開始していることや、「粗大ごみ」の収集方法についても今後検討が必要なこと等を踏まえ、今回は改定を見送り、次の定期見直しに向け検討を進めることといたしました。

なお、指定ごみ袋では現行料金が1ℓあたり2円であるところ、原価計算では16.5円、指定ごみ袋以外

では1kgあたり現行20円であるところ、原価計算では110円となっております。改定を行わないものは、本来この資料には掲載しないこととしておりますが、この二つに関しては、現在の状況と今後の検討について委員の皆様と、今後のパブリックコメント等において市民の皆様にもお知らせすべきと考え、あえてその旨を記載しております。

その下、「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」については、いずれも北石狩衛生センターへのごみ持ち込みに係る処理手数料であり、「し尿・浄化槽汚泥」については主に汲み取り式トイレに係る処理手数料ですが、原価計算を踏まえた改定率は、家庭廃棄物と事業系一般廃棄物が50%、し尿・浄化槽が43%程度として改定案を定めたところであります。

続いて「4. その他」、証明書等のコンビニエンスストア等による発行手数料についてです。

現在、市民の皆様が市役所にお越しいただかなくても証明書等を取得できるよう、マイナンバーカードを利用してコンビニ等で一部の証明書を取得できる仕組みがございますが、この場合の発行手数料を、市役所窓口での取得に比べて100円減額し、更なる利便性の向上を図ろうとするものであります。

なお、下2つの、所得に関する証明と納税証明書につきましては、現行の窓口発行手数料350円のところを、先ほどご説明したように400円へ改定しようとしておりますが、コンビニ交付の場合は400円から100円を減額し、300円として記載しております。

以上が手数料改定案の概要です。

なお、14ページ下段に記載しているとおり、今回の改定案どおりに改定した場合、令和4年度の実績等から概算で見積もったところ、影響額としては4,900万円程度の増となっております。

最後に15ページの道路占用料、16ページの河川占用料の改定案についてです。こちらにつきましてはそれぞれ道路法と河川法に基づき徴収しているものでありまして、他の施設使用料等のように原価計算による改定ではなく、道路については道路法の、河川については北海道の条例に定める額のとおり各占用料を改定しようとするものであります。

以上が基本方針及び改定案の説明です。

●吉田会長

説明の中で、今後のスケジュールについても触れられておりましたが、諮問された使用料、手数料等の改定案については、次回9月開催予定の審議会において、答申案をまとめることとしています。

本日は、その前段として、全般的な考え方、改定案の金額の積算根拠、資料の数字の確認など、確認しながら進めてまいりたいと思いますが、ボリュームが大きいため、ページごとに区切って質問や意見などをお受けしたいと思います。まず10ページ目でご質問などありませんか。

●玄野委員

現場を見ていないのでおかしな質問になるかもしれませんが、浴室の部分、例えば花川北憩の家は原価528円ですが、厚田憩の家は170万円を超えています。ここまでの差が出るのはどういった理由なのでしょう。設備投資や規模の違いでしょうか。

●事務局（青山主査）

浴室については528円から170万円まで、原価は大幅に違いますが、これは過去3か年平均の人数に対しての原価計算になるため、平均利用人数が少なければ原価は高くなってしまいます。厚田憩の家は感染症の影響もあり、過去3か年平均で10人程度の利用人数だったので、原価が170万円を超えた結果となっております。

●玄野委員

例えば花川北憩の家では改定後の負担割合は37.9%、厚田は0.01%です。大多数の利用者にとって負担増になる結果となりますが、厚田は利用者が少ないからこうなっている。果たしてそういう考えでいいのか。3倍や5倍にしろと言いたいわけではありませんが、もう少し考えた方がいい気がします。このままいくと赤字を垂れ流し、施設をやめないといけないと思いますので、意見を申し上げました。

●事務局（佐々木部長）

先ほどの青山主査の説明に補足しますと、厚田憩の家は浴室だけではなく貸し館事業もあります。浴室は毎週金曜のみ週1回となっているうえ、コロナ禍の影響もあり利用人数が減り、この度の原価計算では極端な数字が出ているという結果になっております。一方でご指摘のように赤字が続いている状況ですが、使用料で回収できない部分は税負担ということになります。コスト差を埋めるためにここだけ値上げをするということではなく、市内の同様の高齢者生きがい施設との均衡を図らなければならないとも考えておりまして、負担割合は0.01%ではありますが、浴室はすべて50円の引き上げをして200円への改定を提案したいと考えております。

●玄野委員

週一回の営業で、これ以上経費節減もできないわけですから、私は今の説明で納得しました。

●西野委員

改定案の前に、改定に関する基本方針の中で、8ページには、手数料に関しては近隣市町村の状況等を考慮するとありますが、施設使用料についても、近隣市町村や民間施設の状況を考慮して改定案を考えているということでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

そのとおりです。

●住吉副会長

算定根拠の原価計算は実績に基づくものでしょうか。それとも今後の見込みも含めた金額に基づくものでしょうか。

●事務局（青山主査）

原価計算については令和5年度の実際の支出と固定資産の減価償却を基にした金額で算出しております。

●住吉副会長

ということは、今後物価が上昇してもこのままの金額で、3年後にまた改定となるということでしょうか。わかりました。その確認でした。

墓地についてもお聞きします。この値上げというのは今すでに入っている方も値上げなのか、それとも今後入る方が値上げ対象なのか、どちらでしょうか。

●事務局（青山主査）

墓地については、墓地に入られる方のご家族が支払われる永代の使用料となっておりまして、これから墓地に入られる方の使用料を改定しようとするものであります。すでに使用されている方に対して改定後の差額をお支払いいただくものではありません。

●住吉副会長

わかりました。続いて火葬炉についてもお聞きします。市外の方の使用料は、13歳以上の場合は市民の7倍ですが、13歳未満の方は市民のおよそ10倍になっています。この割合の違いに関してはどう考えたらいでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

13歳未満の市内と市外を分けた料金改定は平成26年度に行ったものでありまして、その時の原価計算を基にして、市外は市内の7倍に設定したものだと思います。

●住吉副会長

市内と市外で明確に区分にしていると思いますが、その根拠を明確にしておくべきだと思います。13歳

以上と13歳未満でなぜ負担割合が違うのか、市内と市外の差が7倍ということであれば、7倍になっていない区分をどう説明するのかということになりますので。

●事務局（佐々木部長）

過去の審議会の議論も含めて精査させていただき、次回審議会にお示ししたいと思います。

●吉田会長

他になければ11ページに移ります。

●西野委員

維持管理コストの増加についての議論は避けては通れませんし、それを根拠とすると、市民の皆さんも値上げは仕方ないかなと思うかと思いますが、パークゴルフ場について、緑苑台は例えばシーズン券はコロナ禍前の令和元年度は207名の方がシーズン券を購入されており、その多くが高齢者かと思いますが、令和5年度は168名、今年度は6月までで142名と、年々シーズン券購入者が減ってきており、利用者も減少傾向にあります。利用者が減っていることが原価高騰につながっているのだろうと推察します。減ってきた原因は何かというときちんと分析はできておりませんが、こういう状況の中で使用料を上げるとなると、今まで健康づくりのためにパークゴルフ場に通っていた高齢者の方が、行く回数を減らしたり、シーズン券を回数券にしたりして、だんだん健康づくりから遠ざかっていくことになり、悲しいことであると思っています。高齢者に対する市の福祉利用割引券がありますが、それをパークゴルフの利用に充てている方も多くいらっしゃいます。例えば今2千円の福祉利用割引券を増額していただけると、シーズン券を買いやすくなったりもするかと思います。先ほど近隣の状況について発言しましたが、私自身も札幌市のパークゴルフ場に行きます。料金は石狩市の現状金額と同程度であり、こうした状況も踏まえて検討してくださっていることとは思いますが、高齢者の健康づくりに対して思いを持っていますので、改定にあたっては、そういった点も考慮していただければと思います。

●事務局（佐々木部長）

今回の改定案の検討にあたりましては、まず原価計算のための実態調査を行っており、その中から改定が必要ではないかというものに対し、事務局案を作成し、それに対して所管課との協議を経て、最終的な改定案は庁内の部長職で組織する検討委員会で議論を行いまして、今日にいたっております。実はパークゴルフ場については元々もう少し改定幅の大きな案を提案していたところではありますが、西野委員のおっしゃったような、健康づくりやスポーツ振興といった観点から、特にシーズン券の改定幅を若干下げて提案させていただいております。1日券の方は改定率が40%ですが、シーズン券は15～16%と、若干ですが改定率を抑えているという状況です。原価計算の中でも物価や燃料費の高騰を感じたところではありますが、物価でいきますと令和2年から約10%上昇しておりますし、現在も上がり続けております。それから最低賃金についても、現在のパークゴルフ場の料金を設定した平成22年度は730円でありましたが、昨年度は1,004円で、この間37%上がっております。この金額は、市が指定管理者にお支払いする委託料の中で算定しておりますので、そういったことも踏まえても、応分の負担をいただくよう見直しをさせていただきたいと考えております。

●西野委員

ありがとうございます。受益者100%となる施設分類となるのは、利用者の趣味嗜好の部分ですからやむを得ないと思いますし、これが妥当だとも思いますが、何とか高齢者の方に運動する機会をと思っておりますので、少しでも安ければ通いやすいと思い、発言しました。

●住吉副会長

同じくパークゴルフ場について、高齢者の方に是非運動していただきたいので、安くしてもらえたらありがたいと思います。もし使用料を上げるにしても、物価上昇率ではなく、多くの高齢者が受けている老齢基礎年金の改定率を使った方がいいと思いますし、そうしたことにより10円単位での値上がり幅となるのであれば、改定しない方がいいのではないかと思います。

●高橋委員

パークゴルフについては、年配の方が健康に生活していくという点があり、先ほど利用者が減っているとお話がありましたけれども、利用者が減っているから原価が高くなって値上げせざるを得ないという考え方ではなく、いかに人を呼んで現行の金額でやれるかという趣向に変えていかないと、多分民間の施設に人が取られてしまうのではないかと思います。値上げをすると人が来なくなり、また値上げせざるを得ないという悪循環に陥るので、そういった考え方も取り入れていただきたいと思います。

●五十嵐委員

高齢者という表記がありますが、これは65歳以上のことを指しているのでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

はい、65歳以上を指します。

●吉田会長

続いて12ページに移ります。ご意見やご質問などございませんか。

（発言なし）

●吉田会長

ではこのページについて何かお気づきの点あれば後ほど全体を通した確認の中でうかがいます。
13ページについて何かございませんか。

●住吉副会長

一番下の使用料改定による影響見込みについて記載がありますが、コスト増についてはどうでしょうか。やはりこの収入増2千万円よりも多くなりますか。

●事務局（佐々木部長）

コスト増は収入増を上回ります。

ご質問には直接関係ないかもしれませんが、例えば令和4～5年度の2年間で、光熱費や物価の上昇に伴う市の補正予算額は、今回の改定案に係る施設だけではなく、その他の指定管理やここには記載のない施設も含みますが、毎年1億円以上措置しております。令和4年度では補正予算にて1億5千万円を上乗せし、令和5年度当初予算は令和4年度当初と比較して1億9千万円を上乗せして措置したほか、年度途中にも5,000万円ほど補正予算措置をしております。こうした背景もあり今回増改定を提案させていただきましたが、これらを使用料のアップだけで賄おうとすると先ほど高橋委員のご意見にもございましたが人離れを招くことにもつながりますので、各施設で増加した原価を使用料で回収しようとするのか、あるいは使用料ではなく税負担となることをご理解いただくのか、悩むところではあります。

●吉田会長

ほかになければ14ページに移ります。ご質問等ございませんか。

●住吉副会長

事業系資源物処理手数料と、指定ごみ袋・指定ごみ袋以外の部分についてです。一括りに言うのごみということになるかと思いますが、このごみ処理に関してのみを見ると、事業者だけが負担増となる改定案となっていて、一事業者としては厳しい改定案であると感じています。かと言って市民の皆さんにご負担いただくような改定案も慎重にならざるを得ないと思いますので、均衡を取るためにも、もう少し事業系の処理手数料の改定幅を小さくしてほしいと思います。

●事務局（佐々木部長）

まず、14ページにありますように、指定ごみ袋の原価計算は16.5円となり、1ℓにつき2円いただいている手数料に対して8倍のコストがかかっております。こういったことも踏まえ、当初は一般市民向けのごみ袋の方も改定すべきと一旦は考えていたところではありますが、考え方の欄に記載しましたとおり、今年度から燃えるごみに関する広域処理の検討を開始しておりまして、ごみ袋の料金にどう影響するのか不透明な部分もあることから、今回の改定は見送ろうと考えているものです。しかしながら、ごみ処理全体に対する手数料負担は非常に低い状況でありますので、ご指摘の事業系ごみの処理手数料は札幌市と同等の水準になる改定案とし、ある意味ごみ処理手数料全体の中でも今回は事業系を先行して改定するというようにしております。

なお、家庭廃棄物処理手数料については、ごみ袋に入れたごみの収集ではなく北石狩衛生センターに持ち込んだごみの処理手数料でありまして、それほど頻繁ではなく、年に何度か利用する方が多いのかなと思います。こちらについては原価計算に基づき市民の皆様にもご負担いただきたく、改定案をお示しさせていただいたところであります。

指定ごみ袋など日常で日々使うものに限り、いわば特例的に今回の改定を見送らせていただいたということです。

●住吉副会長

企業経営者が見たときに自分たちばかり負担が上がっていると思われなか気になるところです。そこをどういう風に理解していただくか、課題だなと感じます。

●玄野委員

事業系のごみは一般家庭から出るごみの分別とは違うかと思いますが、どのようになっていますか。

●事務局（佐々木部長）

ごみの収集業者さんが各事業所で収集したごみを衛生センターで計量してお支払いいただくときの手数料ですが、ごみの排出者である事業者とごみ収集業者が契約して独自に袋を作ったり、単に重さで料金設定する委託契約をしたりして、市に処理手数料が支払われることになります。各事業者が直接市にお支払いいただくのではなく、収集業者を介して市に手数料をお支払いいただいている格好です。

●玄野委員

では、最終的な料金はここだけでは決まらないということでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

おそらく収集業者の方で市に支払う手数料に袋を作る経費などを加えた上で収集料金を設定していたり、事業者によっては毎月排出するごみの重さに運搬料などを含めて設定したりしているものと思います。

●玄野委員

確か事業所が出すごみは分別せず、いろいろなごみが混在しているはずだと思います。ごみを分別する手間がかかっていないかもしれませんが、10 kg 120円というのは1ℓ2円の指定ごみ袋とは比較もできず、私は事業者ばかりが負担増ということにはならないと思います。

●事務局（佐々木部長）

確認ですが、事業系ごみは分別の必要がないため、指定ごみ袋との比較はできないということかと思えます。私が先ほど申し上げたのは、指定ごみ袋も事業系ごみも同じ衛生センターで処理していますので、ごみの処理費として同じであり、1ℓあるいは10 kgあたりでいくらになるという原価を算出し、それに対して現行の手数料と比べて差があるので改定はやむを得ないということです。一方、指定ごみ袋も同様に改定となるのですが、札幌市との広域処理の件もあることから、今回は一旦見送りとしたいと考えているところでもあります。ただ、次の3年後の改定の際には、改定するかどうか慎重に吟味していかなければならないと考えておりまして、一般ごみ袋を見送るからこちらの事業所のごみの方も見送るかということ、そうではないと考えております。

●住吉副会長

手数料を上げるなら家庭系も事業系もまとめて一気に上げる、据え置きするなら全部据え置きにした方がいいと思います。上げるのであれば全部まとめてやれば、ごみの処理費が上がっているという理由から説明もつくと思いますが、いかがでしょうか。札幌市との比較ではどうなっていますか。

●事務局（佐々木部長）

指定ごみ袋に関しては、現状では石狩市と札幌市、千歳市が10あたり2円、石狩管内のそれ以外の市では3円になっています。江別市では今年の10月から3円になりますが、その住民説明会が行われた中でもいろいろとご意見があったと報道されています。

事業系一般廃棄物につきましては札幌市が10kgあたり200円ですので、今回の改定案どおり180円に改定したとしても、なお札幌市より安い状況です。石狩市の現状120円に対し、札幌市は200円、千歳市が180円、江別が200円、恵庭市が現在217円ですが来年度から240円、北広島市が170円ですので、石狩市は長く据え置いてきたという状況になっております。現在の事業系一般廃棄物処理手数料は平成18年の4月に新たに導入したほか、指定ごみ袋は平成18年10月、指定ごみ袋以外は平成18年7月に新たに導入しております。いずれも導入から17~18年が経過しておりますが、この間料金はずっと据え置いてきたところであります。住吉副会長のおっしゃるように上げるにせよ据え置くにせよ、統一して考えるべきというのはそのとおりと考えますが、原価計算の結果を見ますと、統一して上げるべきところを、繰り返しになりますが札幌市との広域処理や、また現在コールセンター方式で収集している粗大ごみの方も手法の見直しを行うことでコストも変わってくるものと思いますので、指定ごみ袋と指定ごみ袋以外に関しては、今回の定時見直しからは除き、次回改めて検討したいということでもあります。

●住吉副会長

事業系は現状近隣市に比べると安いので、そこを踏まえて事業系だけを改定してもいいのではないかといいことですね。そういうことであれば理解しました。

●事務局（佐々木部長）

決して上げてもいいと考えているわけではなく、苦渋の決断、苦渋の選択ということで提示させていただいております。

●吉田会長

ほかにはございませんか。証明書等の方はどうでしょう。定時見直しということで、原価に基づく改定ということでよろしいでしょうか。では次に15ページの道路占用料に移ります。

●玄野委員

使用料や手数料と違い、道路占用料と河川占用料に影響度合いが書いていないのはどういった理由ですか。

●事務局（青山主査）

道路と河川の占用料は、他の使用料・手数料と違い、もともと原価計算に基づく料金設定とはなっていない種類のものです。道路に関しては国の道路法の中で5段階の区分を設けておりまして、東京都など地価などの高い場所は占用料も高く、そうではない場所はそれよりも低い金額が設定されており、法律が定期的に見直されていることに合わせ、市の道路占用料も改定しているところです。使用料や手数料と名の付くものではありませんが、市民の皆様や業者の方々などから料金を徴収しているということで、この審議会の所掌事項として、委員の皆様に審議いただいているところであります。

●玄野委員

資料の9ページには確かに道路法と河川法のことも書いてありますが、この別表3道路占用料と別表4河川占用料に関しては、ここでどういう意見が出ようと改定案は変わらないものと考えていいのでしょうか。

か。

●事務局（青山主査）

法律と北海道の条例に基づいていますので、基本的には委員のおっしゃるような考え方にはなります。

●玄野委員

あくまで感想として申し上げますが、道路占用料を支払っているのは主に電柱を持っている北海道電力かと思いますが、私は何もほくでんが払う道路占用料を下げることはないのではないかと思いますし、多くの市民もそう感じるのではないかと思います。ここで言うのではなく北海道に言わなくてはならないのかもしれませんが。市民の払う使用料は上げて、ほくでんの払う占用料は下げるのですから、どこかできちんと説明や周知をする必要があるのではないかと思います。

●事務局（佐々木部長）

おっしゃることはごもっともだと思います。使用料は増額改定、道路占用料は減額改定となりますので、例えば第1種電柱で言えば560円から480円となり、約14%の減額になりますが、一方で先ほど主査が説明しましたように、法律に基づき、国道や道道も同様の改定になるものですから、今回こういった提案をさせていただきました。道路所管課において相当数の道路占用料を受けているものと思いますので、現在の収入額と、改定による減収の影響額がいくらくらいになるか、持ち帰って精査し、次回お示ししたいと思います。

●吉田会長

次回お示しいただけるということで、よろしいでしょうか。

では河川占用料についてもいかがでしょうか。

（発言なし）

●吉田会長

ないようですので、全体を通して、何かあればお願いします。

●西野委員

直接今回の議題とは関わりませんが、私は令和3年度の全面改定の際にもこの審議会に参加させていただいておりまして、その時の資料を見ますと、何年間も料金が改定されていないものがありました。一方、今回は各項目について十分に案が練られていると感じました。事務局に敬意を表したいと思います。

●吉田会長

ほかにございませんか。

（発言なし）

●吉田会長

ないようですので、以上で審議を終了したいと思います。一度事務局に進行をお返しいたします。

●事務局（武田課長）

委員の皆様におかれましてはご審議賜りありがとうございました。

次回の審議会についてですが、本日に引き続き、使用料手数料等の改定案の審議と、それについての答申をいただきたいと考えております。

今後、来月8月1日から8月31日までの1か月間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいたご意見等をまとめたのち、9月下旬に第2回目の審議会開催を考えております。

詳細な日程等につきましては、あらためて委員の皆様にご案内をさせていただきたいと存じますので、

よろしくお願い申し上げます。
事務局からは以上です。

●吉田会長

ただいま事務局から説明があったとおり、今回は、本日の審議内容を踏まえたうえで、再度審議を行い、答申案をまとめる予定ですのでよろしくお願いいたします。

それでは本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

議事録確定 令和6年7月17日

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 吉 田 保 雄